

## 令和元年度包括外部監査に対する対応状況・方針等

監査テーマ:債権(主に税外債権)の管理に関する財務に係る事務の執行について

| 番号 | 監査年度 | 頁  | 区分 | 項目  | 担当部局 | 担当課・室 | 意見内容  | 意見に対する対応状況・方針等  |
|----|------|----|----|---|------|-------|---|---|
| 1  | R元   | 27 | 意見 | 税外債権全般<br>債権管理システムの同一プログラム化と複式簿記による財務会計システムとの連携 | 総務部  | 総務管理課 | <p>愛媛県としては、各業務で処理している内容が全て異なるため、同一プログラムとする必要はないと考えている。しかし、債権管理手続は債権の種類が異なっても大きく異なることはない。相違する箇所はメニューで選択できるようにすればよいと考える。</p> <p>将来的に財務会計システムを新たに更新する場合には、債権管理システムを同一プログラム化するとともに、財務会計システムと貸付け(歳出(支出))や返還(歳入(収入))などの情報がタイムリーに連携するなどのシステム構築が望ましい。</p> | 費用対効果等を勘案しながら、財務会計システムを所管する会計課とも連携し、システムの導入に向けて研究してまいりたい。                   |
|    |      |    |    |   | 出納局  | 会計課   | <p>さらに、財務会計システムに複式簿記による発生主義会計を導入すれば、財務会計システム上の債権残高とサブシステムとして機能する各債権管理システムで管理する債務者別残高の合計残高を照合することにより、債権の増減額及び残高の検証が容易になる。「ストック情報の把握」とともに「検証機能を持つ」複式簿記を財務会計システムに採用することが望ましい。</p>  | 財務会計システムの再構築を行う際は、費用対効果等を勘案しながらより優れたシステムの導入について検討いたしたい。                     |
| 2  | R元   | 30 | 意見 | 税外債権全般<br>税外債権に対するコンビニ収納の導入                     | 出納局  | 会計課   | <p>愛媛県の県税に対する取組みとして「自動車税」について、平成20年度に自動車税の「コンビニ収納」を開始している。税外債権についてはコンビニ収納を導入していないが、税外債権についても納入者の利便性を促進することで収入未済額の発生の抑制に寄与するものと考えられる。</p> <p>このため、税外債権の収納手段の多様化の一環として納入者の利便性を高めるためにコンビニ収納の導入を検討することが望まれる。</p>                                      | コンビニ収納については、手数料などの費用負担を要することから、納入者の利便性や納入見込額との費用対効果等を勘案しながら導入を検討することといたしたい。 |

| 番号 | 監査年度 | 頁  | 区分 | 項目   | 担当部局    | 担当課・室   | 意見内容  | 意見に対する対応状況・方針等   |
|----|------|----|----|--|---------|---------|---|--|
| 3  | R元   | 55 | 意見 | <p>公営企業(工業用水道事業)が有する未収金</p> <p>工業用水道料金の徴収先が組合の場合の徴収方法等の明確化</p> | 公営企業管理局 | 公営企業総務課 | <p>A組合からの料金の徴収について、組合員の一部が料金を支払わなかった場合でも組合に対しては全額の支払いが必要である旨を再度確認すべきであり、それができない場合には組合員毎の与信管理を愛媛県が実施することが望ましい。</p> | <p>組合員の一部に料金未納が発生した場合は、従来から組合へ督促状を送付するなど、組合に対して支払義務があることを確認している。</p> |
| 4  | R元   | 56 | 意見 | <p>公営企業(工業用水道事業)が有する未収金</p> <p>破産手続終結時の不納欠損</p>                | 公営企業管理局 | 公営企業総務課 | <p>破産手続終結により法人が消滅し、債権の回収可能性がなくなった場合には、不要な事務コストの発生を回避し行政の効率化を推進するためにも、迅速に不納欠損処理を行うことが望まれる。</p>                     | <p>平成30年度から消滅時効の経過を待たず、破産手続終結後、速やかに不納欠損処理を行っている。</p>                 |

| 番号 | 監査<br>年度 | 頁  | 区分 | 項目   | 担当<br>部局                                       | 担当<br>課・<br>室 | 意見内容        | 意見に対する対応状況・方針等   |  |
|----|----------|----|----|--|--|---------------|-------------|--|--|
| 5  | R元       | 64 | 意見 | 公営企業<br>(工業用<br>水道事業<br>会計)に<br>対する貸<br>付金 | 一般会計等財<br>務書類におけ<br>る徴収不能引<br>当金の計上            | 総務部           | 財政課         | <p>一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金(平成30年度末残高15,588,583千円)については、合理的な根拠をもって回収可能と言える状況にはないにもかかわらず、他の一般債権と同様の方法で徴収不能引当金が算定されており、結果として徴収不能引当金が計上されていない。また、調定自体が行われていないことから、長期延滞債権にも分類されていない。</p> <p>一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。</p> | <p>財務書類は総務省のマニュアルに基づき統一的に算定し、団体間での財務状況の比較可能性を確保するものである。徴収不能引当金の計上は他県と同様にマニュアルに示されている過去5年間の不納欠損率により適切に見込んでいるところであり、計上方法を見直す必要はないと考えている。</p>   |
|    |          |    |    |  |  | 公営企業<br>管理局   | 公営企業<br>総務課 | <p>「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徴収不能引当金を算定する等のより合理的な方法を採用する方法が考えられる。</p> <p>また貸借対照表の表示上も、一般債権ではなく、長期延滞債権に準じた回収リスクの高い債権であることがわかる表示(例えば貸倒懸念債権等)とすることが望ましい。</p>  | <p>工業用水道事業会計に対する一般会計からの貸付金は、西条地区工業用水道事業に係るものであるが、企業債の償還が終了する令和6年度以後は、資金収支も黒字になる見込みである。</p>   |
| 6  | R元       | 71 | 意見 | 公営企業<br>(工業用<br>水道事業<br>会計)に<br>対する貸<br>付金 | 一般会計から<br>工業用水道事<br>業会計に支出<br>した資金(貸<br>付金)の処理 | 総務部           | 財政課         | <p>一般会計から工業用水道事業会計に対する貸付金は返還期日が設定されておらず、将来にわたって返還されることも想定されていない。そもそも事業開始時の事業規模の見込み違いによる損失(経費)を一般会計が負担しているという性質のものであれば、貸付金ではないと考えられる。</p> <p>したがって、実態に沿った形に修正を検討することが望まれる。具体的には、県から負担金として貸付金額と同額を工業用水道事業会計に支出処理し、それをもって工業用水道事業会計から県に貸付金を返還処理すること等の対応を検討するなどが考えられる。</p>  | <p>工業用水道事業会計に対する貸付金は、西条地区工業用水道事業の資金不足に係るものである。企業債の償還が令和6年度に終了した後は資金不足が解消し、返済原資を確保できる見込みであることから、返済能力がないとは言えず、今後、公営企業全体で、なお一層の経営改善を図ることで返済されるものであり、損失を一般会計が負担しているという性質のものではないと考えている。</p> |
|    |          |    |    |  |  | 公営企業<br>管理局   | 公営企業<br>総務課 | <p>工業用水道事業会計の借入金は、西条地区工業用水道事業に係るものであるが、西条工水は企業債の償還が令和6年度に終了した後は資金不足が解消する見込みであり、その時点で対応を検討したい。</p>  |  |

| 番号 | 監査年度 | 頁  | 区分 | 項目  | 担当部局    | 担当課・室     | 意見内容   | 意見に対する対応状況・方針等  |
|----|------|----|----|---|---------|-----------|--|---|
| 7  | R元   | 72 | 意見 | 公営企業(工業用水道事業会計)に対する貸付金<br>電気事業会計と工業用水道事業会計間又は工業用水道事業会計内部での資金融通方法の整理 | 公営企業管理局 | 公営企業総務課   | 公営企業(工業用水道事業会計)の一地区(西条地区)の資金不足を別の公営企業(電気事業会計)からの貸付金で補っているが、公営企業が公営企業単位で独立採算・受益者負担を原則としている制度であることを鑑みると、西条地区の工業用水道事業会計で生じた資金不足については、電気事業会計からの貸付けを受ける前に、まず他地区の同事業からの資金融通を検討することが望ましい。   | 工業用水道事業は、地区ごとに総括原価により料金を定め、その地区に必要な費用はその地区の収入により賄う、独立採算・受益者負担を原則としているため、他地区からの長期の資金融通は、他地区のユーザーの同意が必要と考えており、原則として他会計からの借入金で対応していく。  |
| 8  | R元   | 87 | 意見 | 公営企業(病院事業会計)が有する未収金<br>弁護士法人が回収不能と判断した債権に対する県職員による財産調査              | 公営企業管理局 | 公営企業県立病院課 | 「愛媛県病院事業未収金取扱要領」は、弁護士法人から回収不能であると報告があったものについて、住所地訪問等により納入者の支払能力を調査するよう定めているが、弁護士法人が回収不能と判断した債権について、弁護士法人よりも専門的スキルがない県職員が改めて財産調査等を実施する必要性、有用性について検討するとともに実際に対応し得る方法により効果的な未収金の回収及び整理ができるよう要領を改正することが望まれる。<br>なお、平成30年度の行政監査で指摘されているとおり、財産調査の怠りや怠りとして職務不履行と判断されないようにする必要がある。そこで、要領を改正するに当たっては、現状の弁護士法人への委託内容で職務不履行と判断される可能性があるかどうかを、現実的に対応し得る余地があるかの検討を踏まえ、見直しを行うことが必要である。 | 病院事業未収金は私債権であり、県には強制的な財産調査権がないことから、訴訟等の法的措置以外で対応し得るのは、弁護士法人による住所地調査、戸籍調査、催告、訪問督促のみであり、弁護士法人への回収委託が最適な方法と考えている。<br>そのため、弁護士法人が回収不能であると判断した債権については、県職員が改めて調査する必要性・有用性は低いと考えられる。<br>よって、弁護士法人が回収不能と判断した債権については、時効期間が経過する前に催告状の再発行や弁護士法人への再委託などの現実的に対応し得る方法により未収金の回収及び整理を行うよう、令和2年9月に要領を改正した。 |

| 番号 | 監査年度 | 頁  | 区分 | 項目   | 担当部局    | 担当課・室     | 意見内容   | 意見に対する対応状況・方針等   |
|----|------|----|----|--|---------|-----------|--|--|
| 9  | R元   | 87 | 意見 | 公営企業(病院事業会計)が有する未収金<br>回収見込みのない債権にかかる権利放棄の判断 | 公営企業管理局 | 公営企業県立病院課 | <p>権利放棄の手続を進める上で、著しく回収が困難であると認められるためには、「十分な回収努力」を行ったかどうか判断する必要があることから、回収業務をどれだけ実施すれば十分かという指針は明示することが望ましい。</p> <p>これにより、担当や病院によって判断基準が異なることに起因して、本来権利放棄すべき債権が残存すること、及び回収可能性がない債権の事務作業にいたずらに人員と時間を費やすことが防げると考える。その結果、回収可能性のある債権に回収事務を集中させることができ、収納率が向上することも見込まれるため、必要に応じて内規や要領を改正することが望まれる。</p> <p>なお、現在は原則として3か月を経過した時点で弁護士法人に回収を委託している。したがって、内規や要領を改正するに当たっては、現在の弁護士法人に対する委託内容が「十分な回収努力」に代替しうるかどうかを確認するとともに、弁護士法人による督促の結果、回収不能報告された債権については、現実的に対応し得る余地があるかの検討を踏まえる必要がある。</p> | <p>病院事業未収金は私債権であり、県には強制的な財産調査権がないため、訴訟等の法的措置以外では、住所地調査、戸籍調査、催告、訪問督促ができる弁護士法人への委託が最適な回収方法と考えている。</p> <p>そのため、弁護士法人へ委託したことにより「十分な回収努力」を行ったと判断し、弁護士法人から回収不能報告を受けたものは「著しく回収が困難であると認められる債権」とする旨を令和2年9月に内規に明示した。</p> |
| 10 | R元   | 89 | 意見 | 公営企業(病院事業会計)が有する未収金<br>生活保護受給資格取得前の患者負担の未収債権 | 公営企業管理局 | 公営企業県立病院課 | <p>生活保護の認定を受けたことは、著しく回収が困難である状況にあることから、その時点で生活保護の受給期間前に発生した患者未収債権について権利放棄することが望まれる。また、現時点で、すでに生活保護の受給資格がなくなっている債務者に対しても、生活の立て直しを優先して、生活保護受給期間前に発生した債権は権利放棄することが望ましいと考える。</p>   | <p>公平性の観点から、債務者の生活保護の受給が判明したとしても、消滅時効期間が経過するまでは権利放棄を行わない。</p> <p>なお、病院受診時に生活保護の認定を受けていた者で、その後、保護が不要となり、生活再建中にあると認められる者については、生活の立て直しを優先し、生活保護の認定を受けている者と同様に取り扱うよう令和2年9月から取扱いを見直した。</p>                          |

| 番号 | 監査年度 | 頁  | 区分 | 項目                                      | 担当部局    | 担当課・室     | 意見内容  | 意見に対する対応状況・方針等  |
|----|------|----|----|---|---------|-----------|---|---|
| 11 | R元   | 89 | 意見 | 公営企業(病院事業会計)が有する未収金<br>預り金制度の活用と決済手段の拡充 | 公営企業管理局 | 公営企業県立病院課 | <p>預り金制度は、旅行者、休日診療の受診者に対する未収発生抑止策として効果があると考えられるものの、実際には利用実績がないことから、その要因を各病院で分析して、制度上の課題を確認・整理することが望まれる。</p> <p>また、近年は、キャッシュレス決済が進行しており、現金の手持ちがない状態での来院が今後増加すると見込まれる。したがって、決済手段の拡充(返金処理に本人の来院が不要なQR決済等)も併せて検討されたい。</p> | <p>預り金制度については、職員が時間外に現金を取り扱うことの高リスクなことから活用されていないため、令和2年9月に廃止した。</p> <p>決済手段の拡充については、キャッシュレス決済方法が多数存在しており、安定的な運用が可能かどうか見極める必要があることから、現時点で即座に拡充する予定はなく、引き続き他県の動向等を注視していく。</p> <p>なお、窓口で手続きを行う必要があるクレジットカード決済について、中央病院に、令和3年2月にクレジット支払い機能付き自動精算機を導入し、患者の利便性向上を図っている。新居浜病院にも令和3年8月に導入予定である。</p> |
| 12 | R元   | 90 | 意見 | 公営企業(病院事業会計)が有する未収金<br>法的措置の積極的な活用      | 公営企業管理局 | 公営企業県立病院課 | <p>支払能力があるにもかかわらず支払意思がない債務者に対しては、法的措置を積極的に実施し、回収に努めるべきである。</p>  | <p>令和2年度に少額訴訟を1件実施し、債権を回収した。</p> <p>今後も、法的措置に適した債権については、法的措置を実施していく。</p>  |
| 13 | R元   | 90 | 意見 | 公営企業(病院事業会計)が有する未収金<br>保険者徴収制度の活用       | 公営企業管理局 | 公営企業県立病院課 | <p>保険者徴収制度の全国における適用状況や先進事例を定期的に把握し、未収債権の回収額増加の方策となりうるか、適時検討することが望まれる。</p>   | <p>全国の自治体病院での活用事例はない(令和2年度調査)。</p> <p>現在のところ、保険者側において、保険者徴収制度に対応するための体制整備ができていないため、当該制度を活用できる状況にはない。</p> <p>今後、保険者側の体制整備ができれば、活用を検討したい。</p>   |
| 14 | R元   | 91 | 意見 | 公営企業(病院事業会計)が有する未収金<br>患者未収金の遅延損害金の徴収   | 公営企業管理局 | 公営企業県立病院課 | <p>遅延損害金については、期限内に納付した者との公平性や長期延滞を抑止する観点から、徴収することが望ましい。</p> <p>しかし、今後も遅延損害金を徴収しないのであれば、その理由を明確にした上で、愛媛県の債権管理マニュアルのうち遅延損害金に係る部分について、病院事業は適用除外とし徴収を要しない取扱いとすることも考えられる。</p>  | <p>遅延損害金を管理するシステムの導入費用や人件費等、多額の費用増が見込まれるなど、費用対効果を考えると、経営上マイナス要因のほうが大きい。</p> <p>また、令和2年度の全国調査では、遅延損害金を徴している自治体病院はなかった。</p> <p>こうしたことから、今後も遅延損害金は徴収しない。</p>   |

| 番号 | 監査年度 | 頁   | 区分 | 項目   | 担当<br>部局 | 担当<br>課・室 | 意見内容  | 意見に対する対応状況・方針等  |
|----|------|-----|----|--|----------|-----------|---|---|
| 15 | R元   | 98  | 意見 | 公営企業(病院会計事業会計)に対する貸付金<br>一般会計等財務書類における徴収不能引当金の計上       | 総務部      | 財政課       | <p>一般会計から病院事業会計に対する貸付金(平成30年度末残高5,864,000千円)については、合理的な根拠をもって回収可能と言える状況にはないにもかかわらず、他の一般債権と同様の方法で徴収不能引当金が算定されており、結果として徴収不能引当金が計上されていない。また、調定自体が行われていないことから、長期延滞債権にも分類されていない。</p> <p>一般会計から病院事業会計に対する貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。</p> <p>また貸借対照表の表示上も、一般債権ではなく、長期延滞債権に準じた回収リスクの高い債権であることがわかる表示(例えば貸倒懸念債権等)とすることが望ましい。</p> <p>なお、当意見は、工業用水道事業における意見事項5と同様の意見である。</p> | 財務書類は総務省のマニュアルに基づき統一的に算定し、団体間での財務状況の比較可能性を確保するものである。徴収不能引当金の計上は他県と同様にマニュアルに示されている過去5年間の不納欠損率により適切に見込んでいるところであり、計上方法を見直す必要はないと考えている。 |
|    |      |     |    |  | 公営企業管理局  | 公営企業総務課   | <p>病院事業会計に対する一般会計からの借入金については、平成26年度以降毎年返済を行っており、令和2年度までの7年間に1,811,000千円を返済している。</p>   |   |
| 16 | R元   | 100 | 意見 | 公営企業(病院会計事業会計)に対する貸付金<br>一般会計及び電気事業会計からの借入金に対する償還計画の作成 | 公営企業管理局  | 公営企業総務課   | <p>病院事業会計は、中期経営戦略のもとで、一般会計及び電気事業会計に対する借入の償還計画を策定するとともに、一般会計及び電気事業会計と協議・合意することが望まれる。</p> <p>その上で、一般会計及び電気事業会計では、当該償還計画の合理性及び実行可能性を確認し、病院事業会計に対する貸付金の回収可能性を判断することが望まれる。</p>   | <p>病院事業会計では、令和3年度からの中期経営戦略を策定する中で、借入金を含む資金収支計画も検討することとしている。</p> <p>なお、一般会計及び電気事業会計への実際の償還については、各年度の予算編成作業の中で、関係部局と協議・合意している。</p>    |

| 番号 | 監査年 | 頁   | 区分 | 項目                                  | 担当<br>部局       | 担当<br>課・室 | 意見内容  | 意見に対する対応状況・方針等   |  |
|----|-----|-----|----|-------------------------------------|----------------|-----------|-------|--|--|
| 17 | R元  | 108 | 意見 | 地域改善<br>対策高等<br>学校等就<br>学奨励費<br>貸付金 | 徴収不能引当<br>金の計上 | 総務部       | 財政課   | <p>地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。</p> <p>消滅時効が一部でも完成している債務者についてはその履行期限未到来債権についても返還可能性が低いと認められ、このような返還可能性が低いと認められる債務者に係る履行期限未到来債権を含む債権金額合計を対象とする返還不能リスクを開示することが望ましい。</p> <p>そのためには、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徴収不能引当金を算定する、又は債務者別に債権残高について徴収不能見込額を見積もるなどのより合理的な方法を採用する必要がある。当該債権について一定の引当率を検討する際には実質的に債権が返還されない免除額も引当率の算定基礎に含めることが合理的である。</p> <p>また、貸借対照表の表示上も、長期貸付金ではなく、長期延滞債権に準じた回収リスクの高い債権であることがわかる表示(例えば貸倒懸念債権等)とすることが望ましい。</p> <p>なお、消滅時効が一部でも完成している債務者について履行期限未到来債権を含んだ当該債務者に係る債権残高が全額返還不能と見込まれるとした場合、平成30年度末の一般会計等財務書類(貸借対照表)上少なくとも578,866千円の徴収不能引当金を計上することが考えられる。</p> | <p>財務書類は総務省のマニュアルに基づき統一的に算定し、団体間での財務状況の比較可能性を確保するものである。徴収不能引当金の計上は他県と同様にマニュアルに示されている過去5年間の不納欠損率により適切に見込んでいるところであり、計上方法を見直す必要はないと考えている。</p> |
|    |     |     |    |                                     |                | 教育委員会     | 人権教育課 | <p>消滅時効が一部でも完成した債権については、回収可能性の程度に応じて分類を進めており、回収困難な債権については、債権放棄による不納欠損になる可能性が高いものとして管理をしている。</p> <p>財務書類への計上については、財政課の方針に従って対応する。</p>   |  |



| 番号 | 監査<br>年度 | 頁   | 区分 | 項目         | 担当<br>部局   | 担当<br>課・<br>室 | 意見内容  | 意見に対する対応状況・方針等  |
|----|----------|-----|----|------------|------------|---------------|---|---|
| 18 | R元       | 121 | 意見 | 愛媛県奨学資金貸付金 | 徴収不能引当金の計上 | 総務部           | <p>財政課</p> <p>愛媛県奨学資金貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。</p> <p>消滅時効が一部でも完成している債務者についてはその履行期限未到来債権についても返還可能性が低いと認められ、このような返還可能性が低いと認められる債務者に係る履行期限未到来債権を含む債権金額合計を対象とする返還不能リスクを開示することが望ましい。</p> <p>そのためには、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徴収不能引当金を算定する、又は債務者別に債権残高について徴収不能見込額を見積もるなどのより合理的な方法を採用する必要がある。</p> <p>また、貸借対照表の表示上も、長期貸付金ではなく、長期延滞債権に準じた回収リスクの高い債権であることがわかる表示(例えば貸倒懸念債権等)とすることが望ましい。</p> <p>なお、消滅時効が一部でも完成している債務者について履行期限未到来債権を含んだ当該債務者に係る債権残高が全額返還不能と見込まれるとした場合、平成30年度末の一般会計等財務書類(貸借対照表)上少なくとも6,986千円の徴収不能引当金を計上することが考えられる。</p> | 財務書類は総務省のマニュアルに基づき統一的に算定し、団体間での財務状況の比較可能性を確保するものである。徴収不能引当金の計上は他県と同様にマニュアルに示されている過去5年間の不納欠損率により適切に見込んでいるところであり、計上方法を見直す必要はないと考えている。 |
|    |          |     |    |            |            | 教育委員会         | <p>教職員厚生室</p> <p>消滅時効が一部でも完成している債務者に係る債権、債務者の自己破産等により債権放棄の可能性のある債権については、不納欠損になる可能性が高いものとして管理している。</p> <p>財務書類への計上については、財政課の方針に沿って対応する。</p>  |   |

| 番号 | 監査年度 | 頁   | 区分 | 項目                                   | 担当部局  | 担当課・室  | 意見内容   | 意見に対する対応状況・方針等   |
|----|------|-----|----|--------------------------------------|-------|--------|--|--|
| 19 | R元   | 122 | 意見 | 愛媛県奨学資金貸付金<br>時効管理の徹底                | 教育委員会 | 教職員厚生室 | 限られた人員配置の中で、時効管理を網羅的、確実に行うためには情報システムによる対応が望ましい。時効中断措置の内容(記号にすれば簡素化できる。)及び時効中断措置日を債権管理システム上に登録し、時効完成予定日を自動計算できるようにするなどにより時効管理を情報システム上実施するなどにより効率的な時効管理が可能になると考える。<br>なお、教職員厚生室では消滅時効が完成した債権についても返還交渉を継続することであるが、債務者の知識が十分でなく、時効の援用がなされない状況において、一部の回収をもって債務の承認とみなすことができない旨の判決があるため、慎重な対応が望まれる。             | 時効管理については、一部納付なども中断事由となるため、入金履歴とも関連づけて時効完成予定日を算出する必要があるが、現行の奨学金システムは、Accessファイルによる小規模な情報システムであり、長期の滞納整理を想定していない。このため、時効の進行状況については、督促、債務承認等の状況とあわせて別途エクセルファイルで管理することとした。<br>なお、消滅時効が完成した債権については、時効期間の経過について十分な説明を行ったうえで、援用の可能性も踏まえた指導を行う。                           |
| 20 | R元   | 122 | 意見 | 愛媛県奨学資金貸付金<br>出願基準の厳格化               | 教育委員会 | 教職員厚生室 | 愛媛県高等学校奨学資金制度は、優秀な生徒であって経済的理由により修学困難な者に対し、学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的としており、将来の優秀な人材育成のための投資であると考え。将来一定以上の収入を稼ぐことができる社会人になって奨学資金の返還を行ってもらい、その返済資金によりさらに次の世代の優秀な人材育成のために活用することが重要である。<br>過去の返還実績を分析し、学力評点、部活動の実績等からどのような生徒が返還不能になる可能性が低い指標を設け、その評点をもって貸付判断を行うことが考えられる。なお、令和元年度からは、「意欲」の具体的な要件を定めて募集することとしている。 | 返還金は、中途退学の場合に滞納率が高いため、従来から、卒業可能性の高い者は返還不能になる可能性が低いとして貸付判断を行っている。学習成績を出願資格としていた時代にはほとんど滞納がなかったことから、学力評点が高い者は返還不能になる可能性が低いことも明らかである。しかしながら、学力評点はそれ自体が家計の影響を受けることも多く、当制度では、意欲を重視して選考を行うこととしている。令和2年度から、意欲については、部活動等の実績により学力向上が見込まれる場合にのみ卒業可能性があるものとし、より厳格な貸付判断を行っている。 |
| 21 | R元   | 123 | 意見 | 愛媛県奨学資金貸付金<br>債権回収会社等に委託する債権の選定基準の設定 | 教育委員会 | 教職員厚生室 | 債権回収会社等に委託する債権の選定を、例えば「滞納後2年経過したもの」とするなど一定の基準に該当した債権については機械的に債権回収会社等に委託することが望ましい。さらに、債権管理システム上選定基準に該当する債権についてリストを作成できるようにすることが望ましい。<br>これにより、奨学生指導員(県の職員含む。)の選定作業の効率化、委託する債権に対する主観的判断の排除が可能になると考える。  | 委託債権の選定基準を「滞納後3年経過したもの」とし、令和3年度には該当する債権のすべてを債権回収会社に委託する予定。また、滞納期間を基準とする場合には、現行の奨学金システムの機能を利用して該当債権をリスト化することができる。   |

| 番号 | 監査年度 | 頁   | 区分 | 項目                |                              | 担当<br>部局 | 担当<br>課・室 | 意見内容  | 意見に対する対応状況・方針等  |
|----|------|-----|----|-------------------|------------------------------|----------|-----------|---|---|
| 22 | R元   | 130 | 意見 | 生活安定資金貸付金         | 徴収不能引当金の計上                   | 総務部      | 財政課       | 生活安定資金貸付金は平成16年度末で貸付事業が廃止されており、平成30年度末の債権残高のほとんどが消滅時効期間を経過したものであり、債務者、連帯保証人及びその相続人の所在が明確でない等、回収がほとんど見込めない状況となっている。<br>生活安定資金貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。   | 財務書類は総務省のマニュアルに基づき統一的に算定し、団体間での財務状況の比較可能性を確保するものである。徴収不能引当金の計上は他県と同様にマニュアルに示されている過去5年間の不納欠損率により適切に見込んでいるところであり、計上方法を見直す必要はないと考えている。 |
|    |      |     |    |                   |                              | 保健福祉部    | 保健福祉課     |   |   |
| 23 | R元   | 130 | 意見 | 生活安定資金貸付金         | 福祉的な貸付けのあり方                  | 保健福祉部    | 保健福祉課     | 生活支援等の福祉目的の事業を「貸付け」という形で行う場合には、事業開始時にその後の回収コストを十分に考慮して行ことが望ましい。具体的には、制度創設時から返済を免除する要件(例えば住民税非課税の状態が返済期日後も〇〇年継続している、等)を設定しておくなど、その後の回収コストが長期的かつ多額にならないよう十分配慮することが考えられる。<br>さらに言えば、その後の回収コストが長期的かつ多額になることが想定されるような場合には、事業を「貸付け」という形で行うことの是非について事業創設時に十分検討する必要がある。     | 「貸付け」事業の創設にあたっては、債権回収コストや事業創設の是非等について、十分検討することとしたい。   |
| 24 | R元   | 137 | 意見 | 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸付金 | 地域医療医師確保奨学金貸付金に対する徴収不能引当金の計上 | 総務部      | 財政課       | 地域医療医師確保奨学金貸付金のうち、入学金及び授業料に係る貸与分で市町から回収されない額については、本来回収を前提としていないため、財務書類上では回収不能見込額を徴収不能引当金として計上することが望ましい。いうまでもないが、国家試験合格、義務従事等の返還免除要件未達により、返還が必要になった債権については将来の市町の負担もないことに留意する必要がある。<br>また、徳島県の平成29年度財務書類上では医師修学資金726百万円に対して全額徴収不能引当金を計上しており、こうした他県等の取扱いを参考にすることも望まれる。 | 財務書類は総務省のマニュアルに基づき統一的に算定し、団体間での財務状況の比較可能性を確保するものである。徴収不能引当金の計上は他県と同様にマニュアルに示されている過去5年間の不納欠損率により適切に見込んでいるところであり、計上方法を見直す必要はないと考えている。 |

| 番号 | 監査年度 | 頁   | 区分 | 項目  | 担当部局  | 担当課・室 | 意見内容   | 意見に対する対応状況・方針等   |
|----|------|-----|----|---|-------|-------|--|--|
| 25 | R元   | 144 | 意見 | 愛媛県医師確保奨学金貸付金<br>制度見直しの必要性－給付と従事義務期間のバランス | 保健福祉部 | 医療対策課 | 医師確保奨学金貸付金について、地域医療医師確保奨学金を補完する制度として両制度の給付と義務のバランスを再検討することが望まれる。   | 地域医療医師確保奨学金と比較して、貸付開始時から、研修期間を除く地域の医療機関での勤務開始時期が早く、地域医療医師確保奨学金を補完する制度として今後も継続する必要がある。  |
| 26 | R元   | 144 | 意見 | 愛媛県医師確保奨学金貸付金<br>制度見直しの必要性－基金規模           | 保健福祉部 | 医療対策課 | 県内での医師の偏在が未だ顕著であり、より一層の改善が必要な状況であれば、基金規模の拡大を検討する等、制度創設当初に想定した規模での奨学金貸付が実行できる体制の再構築が望まれる。                       | 令和2年度から基金を1億円積立てし、県内で特に不足している産科を志す医師の確保に取り組むこととしている。   |
| 27 | R元   | 145 | 意見 | 愛媛県医師確保奨学金貸付金<br>履行期限延期手続を行った債権の管理        | 保健福祉部 | 医療対策課 | 履行期限の延期手続を行った債権は通常の債権よりも回収可能性に注意が必要な債権であり、通常の債権と区別してリスクある債権として管理し、効果的・効率的な回収を迅速に実施するため、回収可能性が十分検討できる体制の構築が望ましい | 履行期限の延期手続を行った当時、債務者と協議のうえ、実現可能な納付計画案を定めている。<br>なお、履行期限延期通知書により、承認の条件として、納付計画を随時見直す旨明記しており、毎年度初めには、債務者に対して納付計画の確認を行うなど、今後も適切な債権管理に努めたい。 |

| 番号 | 監査<br>年度 | 頁   | 区分 | 項目            | 担当<br>部局   | 担当<br>課・<br>室 | 意見内容   | 意見に対する対応状況・方針等  |
|----|----------|-----|----|---------------|------------|---------------|--|---|
| 28 | R元       | 157 | 意見 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 徴収不能引当金の計上 | 総務部           | <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。</p> <p>消滅時効が一部でも完成している債務者についてはその履行期限未到来債権についても返還可能性が低いと認められ、このような返還可能性が低いと認められる債務者に係る履行期限未到来債権を含む債権金額合計を対象とする返還不能リスクを開示することが望ましい。</p> <p>そのためには、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徴収不能引当金を算定する、又は債務者別に債権残高について徴収不能見込額を見積もるなどのより合理的な方法を採用することが考えられる。</p> <p>また、貸借対照表の表示上も、長期貸付金ではなく、長期延滞債権に準じた回収リスクの高い債権であることがわかる表示(例えば貸倒懸念債権等)とすることが望ましい。</p> <p>なお、令和元年10月24日現在の金額に基づいているが、消滅時効が一部でも完成している債務者について履行期限未到来債権を含んだ当該債務者に係る債権残高が全額返還不能と見込まれるとした場合、平成30年度末の一般会計等財務書類(貸借対照表)上少なくとも279,799千円の徴収不能引当金を計上することが考えられる。</p> | 財務書類は総務省のマニュアルに基づき統一的に算定し、団体間での財務状況の比較可能性を確保するものである。徴収不能引当金の計上は他県と同様にマニュアルに示されている過去5年間の不納欠損率により適切に見込んでいるところであり、計上方法を見直す必要はないと考えている。         |
|    |          |     |    |               |            | 保健福祉部         | 子育て支援課   | <p>資産分類及び勘定科目の表示や計上方法については、全庁的に統一する必要があるため、県全体の方針に沿って適切に対応する。</p>   |
| 29 | R元       | 159 | 意見 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 保健福祉部      | 子育て支援課        | <p>手作業を減らし事務の効率化につながるだけでなく手作業による記帳ミスなどの人的エラーを防ぐため、収納データをタイムリーに債権管理システムに取り込むようシステム変更することが望ましい。</p>  | <p>債務者の住所変更など、事務の効率化や人的エラーの防止につながり、また現在のシステムで対応可能なものについては対応する。</p> <p>なお、令和5年度の大規模電算システム廃止に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理システムの更新にあわせて機能強化を検討する。</p> |
| 30 | R元       | 160 | 意見 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 保健福祉部      | 子育て支援課        | <p>限られた人員配置の中で、情報システムにより対応可能であると認められる督促状への公印押印(公印の刷込み)や発送日・納期限の記入は督促状の印刷時に印刷できるようにすることが人的資源の有効活用、業務の効率化の観点から望ましい。</p>  | <p>現在のシステムでは改修が必要となるため、費用対効果を検証しながら検討する。</p> <p>なお、令和5年度の大規模電算システム廃止に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理システムの更新にあわせて機能強化を検討する。</p>                       |

| 番号 | 監査年度 | 頁   | 区分 | 項目  | 担当部局  | 担当課・室  | 意見内容   | 意見に対する対応状況・方針等   |
|----|------|-----|----|---|-------|--------|--|--|
| 31 | R元   | 160 | 意見 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金<br>債権回収の外部委託の検討                 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 限られた人員配置の中で、効率的な債権管理と債権回収を継続的に実施するため、ノウハウがある弁護士法人等に債権回収を委託することを検討することが望ましい。  | 債権管理及び債権回収に係る外部委託を検討しており、当該委託に係る経費については、令和3年度当初予算案に計上している。   |
| 32 | R元   | 164 | 意見 | 児童福祉施設入所措置費負担金<br>児童福祉施設入所措置費負担金の回収体制の強化      | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 規定どおり支払っている扶養義務者が少しでも不公平感を感じないように、現在検討を進めている徴収検討会議等での効果的な徴収方法のノウハウをより蓄積し、これらを負担金徴収マニュアルに明確化することで、限られた人員の中で効果的に回収作業を行える体制整備をより推進することが望ましい。<br>滞納処分等の例による財産調査や財産差押えのほか、同じ強制徴収債権である税務当局の保有する情報を共有し、同マニュアルに反映することも考えられる。 | 徴収検討会議等の議論を踏まえ、今後、計画的な回収作業を行うための体制整備や情報共有の在り方等について検討を進めていく。  |
| 33 | R元   | 181 | 意見 | 中小企業振興資金貸付金<br>被災中小企業施設・設備支援事業に関するモニタリング体制の整備 | 経済労働部 | 経営支援課  | 愛媛県から財団への貸付金(被災した中小企業者等への貸付金(貸付原資1,660,000千円))は、一定の予測(貸倒率、事務費の発生見込額及び基金の運用利回り等)の下で回収可能であると見込まれており、実態がこれらの前提と大きく乖離した場合は予定どおり回収できなくなる可能性があるため、今後中小企業者等への貸付金の回収状況、事務費の発生状況及び基金の運用実績等について、適切にモニタリングしていくことが望ましい。          | 中小企業者等への貸付期間は、令和2年度末となっており、今後の貸付金の管理方針については、貸倒引当金の適切な計上等を考慮に入れ、今年度、財団と検討を進めているところであり、令和3年3月末までに決定する予定。その上で、中小企業者等への貸付金の回収状況、事務費の発生状況及び基金の運用実績等については、今後とも財団と緊密な連携のもと、適切に把握することとしたい。 |
| 34 | R元   | 185 | 意見 | 企業立地促進事業費補助金返還金<br>徴収不能引当金の計上                 | 総務部   | 財政課    | 企業立地促進事業費補助金返還金34,796千円は、債権の相手先に返済能力がなく、回収は困難な状況である。<br>企業立地促進事業費補助金返還金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。  | 財務書類は総務省のマニュアルに基づき統一的に算定し、団体間での財務状況の比較可能性を確保するものである。徴収不能引当金の計上は他県と同様にマニュアルに示されている過去5年間の不納欠損率により適切に見込んでいるところであり、計上方法を見直す必要はないと考えている。  |

| 番号 | 監査年度 | 頁   | 区分 | 項目         |                    | 担当部局  | 担当課・室 | 意見内容   | 意見に対する対応状況・方針等  |
|----|------|-----|----|------------|--------------------|-------|-------|--|---|
| 35 | R元   | 189 | 意見 | 企業立地資金貸付基金 | 愛媛県企業立地資金貸付基金の有効活用 | 経済労働部 | 企業立地課 | 愛媛県企業立地資金貸付基金の利用割合(貸付割合)が平成30年度末で15%と低く、基金を有効に活用できていないため、融資利率の見直しによる利用促進や基金規模の見直しによる適正化等、県民財産をより有効に活用できるようにするための方策を検討することが望ましい。  | 基金の有効活用を図るため、令和元年度末をもって新規貸付を停止のうえ、令和2年度から当該基金を原資とし、市町が実施する産業用地造成に付随するインフラ整備等への補助制度を運用中。   |
| 36 | R元   | 200 | 意見 | 林業改善資金貸付金  | 履行期限の延長            | 農林水産部 | 林業政策課 | 自治法施行令第171条の6によれば、当初の履行期限に履行できない場合、債務者の資力等を確認して、履行期限の延長の特約(合意)又は処分をすることができる。これにより、①適宜分割して履行期限を再設定できる②この特約・処分以降、遅延損害金が発生しない③訴訟提起する義務が発生しない④無資力の場合、初の特約・処分から10年で免除可能といった効果がある。経営努力にもかかわらず経営不振に陥った債務者に対しては、経営再建を支援することが重要であり、今後は債務者が経営再建計画を策定し取り組んでいる段階では、履行期限の延長の検討を行うことが望ましい。これにより、違約金の負担軽減による経営再建が進む可能性がある。  | 現在発生している延滞債権は、総て10年以上前に償還遅延が発生した事例であり、今後、新たに発生した場合は、経営再建支援を優先し、履行期限の延長の特約を検討することとする。  |
| 37 | R元   | 201 | 意見 | 林業改善資金貸付金  | 徴収不能引当金の計上         | 総務部   | 財政課   | 平成30年度末における収入未済額が65,448千円あり、毎年度2百万円程度しか償還されていない。<br>林業・木材産業改善資金貸付金について、将来的には、債権の回収不能リスクを積極的に開示し、愛媛県の財政状態をより適正に表示する観点から、個別の債権の回収可能性を検討し、必要な徴収不能引当金を計上することが望ましい。<br>そのためには、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、例えば債権を回収可能性の程度に応じて分類(例:貸倒れの見込みがほとんどない債権、少しでも回収の見込みがある債権、全く回収の見込みがない債権などに分類)し、これに一定の引当率を乗じて徴収不能引当金を算定する、又は債務者別に債権残高について徴収不能見込額を見積もるなどのより合理的な方法を採用することが考えられる。 | 財務書類は総務省のマニュアルに基づき統一的に算定し、団体間での財務状況の比較可能性を確保するものである。徴収不能引当金の計上は他県と同様にマニュアルに示されている過去5年間の不納欠損率により適切に見込んでいるところであり、計上方法を見直す必要はないと考えている。 |
|    |      |     |    |            |                    | 農林水産部 | 林業政策課 | 全庁的な方針に則り対応したい。  |   |

| 番号 | 監査年度 | 頁   | 区分 | 項目              |                                     | 担当<br>部局 | 担当<br>課・室 | 意見内容  | 意見に対する対応状況・方針等  |
|----|------|-----|----|-----------------|-------------------------------------|----------|-----------|---|---|
| 38 | R元   | 205 | 意見 | 公共用地整備事業貸付金     | 港湾施設整備事業特別会計の施設維持にかかる計画策定           | 土木部      | 港湾海岸課     | 港湾施設整備事業特別会計は、今後、老朽化による施設維持工事に資金需要が見込まれることから、公共用地整備事業特別会計への償還を確実に履行できるように、早期に具体的な施設維持計画を策定することが望まれる。  | 港湾施設整備事業特別会計所管の老朽化した港湾施設の維持修繕については、令和13年度に、公共用地整備事業特別会計に償還する626,590千円を除いた295,631千円を原資とすることとしており、償還が延期されることはないため、現時点では「施設維持管理計画」を策定しないが、将来的な課題として検討してまいりたい。                                  |
| 39 | R元   | 206 | 意見 | 公共用地整備事業貸付金     | 愛媛県港湾整備事業経営戦略における借入の償還時期            | 土木部      | 港湾海岸課     | 愛媛県港湾整備事業経営戦略において記載する公共用地整備事業特別会計からの借入の償還時期は、特別会計間で実際に合意した時期を記載することが望ましい。   | 令和2年度に、経営戦略に記載している借入の償還時期を、特別会計間で実際に合意した時期に修正済。   |
| 40 | R元   | 218 | 意見 | 廃棄物処理センター運営費貸付金 | 廃棄物処理センター運営費貸付金相当額の偶発債務の注記その他のリスク開示 | 総務部      | 財政課       | <p>廃棄物処理センター運営費貸付金は愛媛県における将来負担の発生可能性が極めて高い実質的な長期貸付金であるが、年度末において一時的に返済されているため法形式的に債権残高が存在していない。愛媛県においても将来負担見込額として合理的に見積もっていることから、愛媛県の貸借対照表上「長期貸付金」として計上されていれば、徴収不能引当金の検討対象であるはずである。</p> <p>将来負担額の発生可能性が高いリスク資産を実質的に保有している実態を開示するために、保証債務に準じて偶発債務として注記することが適当である。注記金額としては、年度末の財団の短期借入金残高と翌年度初めの愛媛県からの貸付額のいずれか少ない額を記載することが適当である。</p> <p>さらに、愛媛県が将来負担する可能性がある金額については、企業会計上、履行後損失発生可能性が高い「保証債務」に対して計上を要求される「債務保証損失引当金」に準じて、適当な科目で貸借対照表に引当金として計上することが望ましい。</p> <p>当該貸付けに対し担保提供や第三者の債務保証契約がないこと、平成30年度末時点において東予5市町との費用負担も決まっていないことから、平成30年度においては、少なくとも愛媛県が「将来負担比率」に算入している1,676,700千円を財務書類上債務保証損失引当金その他の引当金として計上し、損失の発生リスクを開示することが望ましい。</p> | 財務書類は総務省のマニュアルに基づき統一的に算定し、団体間での財務状況の比較可能性を確保するものである。単年度の貸付金を長期貸付金として計上することは他県と異なる整理となるため、現時点で計上方法を見直す必要はないと考えている。なお、29年度時点において、同センターへの短期貸付けは毎年度返済されており、必要予算を県議会に計上し、承認を得て適切に行っているものと認識している。 |